第３章　短期社債に係る振替手続

第３章　短期社債に係る振替手続

内　　容	備　　考
１．振替手続の概要 　短期社債に係る機構への振替申請は、原則、決済照合システムの利用による振替申請の方法により行うものとする。ただし、次に掲げる場合に係る振替申請は、決済照合システムを利用せず、短期社債振替システムへの振替申請の直接入力の方法により行う。 ①　同一機構加入者における区分口座間の振替申請 ②　口座移管、担保差入れ（③を除く。）等の資金決済を伴わない振替申請 ③　日銀適格担保の差入れ及び日銀適格担保の返戻に係る振替申請	※　当事者間で調整を要する場合には、各種市場慣行を勘案のうえ、対応するものとする。 ※　振替申請は、第２章３．「新規記録手続」における「引受情報・DVP 決済情報・ISIN コード通知」又は「発行口記録情報・ISIN コード通知」が通知された時点から可能となる。 ※　振替法第 86 条に基づく証明書の交付又は差押え等により凍結されている残高（以下「凍結分残高」という。）については、振替申請を行うことができない。 ※　各社債の金額の整数倍とならない金額の振替申請は行うことはできない。 ※　既に第４章３．（２）ｃ「償還口への記録」において、償還口に記録されている短期社債の銘柄の残高に係る振替申請を行うことはできない。なお、償還日の午後３時において、短期社債の銘柄に係る残高のうち、償還口へ記録されていないものについて、残額一括償還処理の対象となり、一括して償還口への記録が行われることに留意する。

内　　容	備　　考
	※　残額一括償還処理の詳細については、第４章４．「残額一括償還処理」を参照。
２．決済照合システム利用による振替手続 （１）DVP 決済に係る振替手続 a　決済照合結果の通知 機構は、渡方機構加入者（機構加入者自身若しくはその加入者、又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、短期社債の銘柄の振替に係る渡方となる場合における機構加入者をいう。以下同じ。）と受方機構加入者（機構加入者自身若しくはその加入者、又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、短期社債の銘柄の振替に係る受方となる場合における機構加入者をいう。以下同じ。）による決済照合システムにおける決済照合一致後、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「決済照合結果通知」を通知する。	※　DVP 決済を行う場合には、決済照合システムの利用が必須となる。そのため、渡方機構加入者及び受方機構加入者は、決済照合システムの利用者である必要がある。 ※　「決済照合結果通知」の通知は、決済照合システム上で行う。
b　短期社債振替システムへの連動振替請求データの連動 機構は、「決済照合結果通知」の通知後、直ちに、短期社債振替システムへ「連動振替請求データ」を連動させる。当該連動をもって、渡方機構加入者から、短期社債振替システムに対し、ａにおける決済照合結果の内容に基づく DVP 決済に係る振替申請があったものとみなして、取り扱う。	※　決済照合システムからの「連動振替請求データ」の連動について、先日付の振替申請（以下「先日付申請」という。）に係るものである場合には、振替日の前営業日の午後７時、当日の振替申請（以下「当日申請」という。）に係るものである場合には、午後４時 20 分（償還日に当日申請を行う場合には、午後３時）を連動時限とする。 ※　渡方機構加入者は、「連動振替請求データ」の連動に際して、改めて、短期社債振替シス

内　　容	備　　考
	テムへ振替申請を行う必要はない。 ※　渡方機構加入者及び受方機構加入者の双方がそれぞれの資金決済会社を同一として、DVP 決済に係る振替申請を行った場合には、「連動振替請求データ」は連動されず、エラーとなる。この場合には、（２）「非 DVP 決済に係る振替手続」又は３．（１）「通常の振替」のいずれかの方法により、再度、振替申請を行う。
c　短期社債振替システムへの振替申請の連動後の機構における処理 （ａ）資金決済会社への通知 機構は、ｂの「連動振替請求データ」の連動が行われた場合には、渡方機構加入者又はその資金決済会社及び受方機構加入者又はその資金決済会社に対し、直ちに、「資金決済情報通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　振替日（短期社債の銘柄の振替を行う日をいう。以下同じ。） ②　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ③　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　資金決済金額 ⑤　渡方資金決済会社コード ⑥　受方資金決済会社コード ⑦　決済番号 ⑧　その他必要な事項	※　機構加入者自身が資金決済会社である場合には、当該機構加入者に対して、機構加入者自身が資金決済会社でない場合には、当該機構加入者の資金決済会社に対して、「資金決済情報通知」を通知する。 ※　「資金決済情報通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により取得又は受信することができる。 ※　②及び③について、渡方機構加入者又はその資金決済会社が当該通知を受ける場合には、②のみを、受方機構加入者又はその資金

内　　容	備　　考
	決済会社が当該通知を受ける場合には、③のみをそれぞれ、通知する。
（ｂ）振替口への記録 機構は、ｂにおいて、決済照合システムから連動された振替申請が、先日付申請に係るものである場合には、振替日の前営業日の夜間バッチ処理において、振替口への記録を行う。また、当該振替申請が、当日申請に係るものである場合には、当日申請の受付の都度、直ちに、振替口への記録を行う。 ただし、キューイング対象となる振替申請については、キューイング状態が解消されない限り、振替口への記録は行わない。	※　振替口への記録は、振替内容を一時的に記録する便宜的なものであり、振替口への記録によって有価証券の権利の移転は生じない。 ※　夜間バッチ処理における振替処理順位については、「振替処理順位（別紙３－１）」を参照。 ※　キューイングの詳細については、６．「キューイング」を参照。
（ｃ）渡方機構加入者及び受方機構加入者への通知 機構は、短期社債の銘柄を振替口へ記録後、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「振替口記録情報・決済番号通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　渡方資金決済会社コード ⑦　受方資金決済会社コード ⑧　資金決済金額	※　「振替口記録情報・決済番号通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）、オンライン・リアルタイム接続及びファイル伝送により取得又は受信することができる。 ※　ファイル伝送による通知は、振替日の前営業日における夜間バッチ処理対象の振替申請のみを対象とする。

内　　容	備　　考
⑨　決済番号 ⑩　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑪　その他必要な事項	
d　日本銀行に対する入金依頼 機構は、振替日の午前９時以降、日本銀行に対し、「入金依頼（振替社債等）」を通知し、受方機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落し及び渡方機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定への払込金額の入金の依頼を行う。	
日本銀行は、機構から「入金依頼（振替社債等）」の通知を受けた場合には、受方機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落対象通知（振替社債等）」を、渡方機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金対象通知（振替社債等）」を、それぞれ通知する。	※　「当座勘定引落対象通知（振替社債等）」及び「当座勘定入金対象通知（振替社債等）」は、日銀ネット上で通知される。
e　受方機構加入者又はその資金決済会社による払込み 受方機構加入者又はその資金決済会社は、日本銀行から「当座勘定引落対象通知（振替社債等）」の通知を受けた場合には、速やかに、日本銀行に対し、「払込依頼（振替社債等）」を通知し、払込みの依頼を行う。	※　「払込依頼（振替社債等）」の通知は、日銀ネット上で行う。
日本銀行は、受方機構加入者又はその資金決済会社から「払込依頼（振替社債等）」の通知を受けた場合には、受方機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定から払込金額の引落しを行い、渡方機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定に当該金額を入金する。 なお、日本銀行は、渡方機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定への入金後、渡方機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金通知（振替社債等）」を、受方機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落通知（振替社債等）」をそれぞれ通知するとともに、機構に対し、「当座勘定入金済通知（振替社債等）」を通知する。	※　「当座勘定入金通知（振替社債等）」及び「当座勘定引落通知（振替社債等）」は、日銀ネット上で通知される。

内　　容	備　　考
f　機構による振替 機構は、日本銀行から「当座勘定入金済通知（振替社債等）」を受けた場合には、振替口に記録されたDVP決済に係る振替申請の内容に基づき、直ちに、短期社債の銘柄について、受方機構加入者の口座に増額の記録を行うとともに、渡方機構加入者の口座に減額の記録を行う。また、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「振替済通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄のISINコード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　渡方資金決済会社コード ⑦　受方資金決済会社コード ⑧　決済番号 ⑨　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑩　その他必要な事項	※　機構は、「当座勘定入金済通知（振替社債等）」の通知をもって、渡方機構加入者による払込確認の通知とみなす。 ※　増額の記録がされた口座が信託口である場合には、信託口への記録をもって、当該短期社債の銘柄に係る信託財産の表示を行う。 ※　「振替済通知」は、統合Web端末（画面及びCSVファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により取得又は受信することができる。
（２）非DVP決済に係る振替手続 渡方機構加入者及び受方機構加入者は、決済照合システムを利用して、非DVP決済に係る振替手続を行うことができる。 a　決済照合結果の通知 機構は、渡方機構加入者と受方機構加入者による決済照合システムにおける決済照合一致後、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「決済照合結果通知」を通知する。 b　短期社債振替システムへの振替申請の連動	※　決済照合システムを利用しない場合には、３．（１）「通常の振替」の方法により振替を行う。 ※　「決済照合結果通知」の通知は、決済照合システム上で行う。

内　　容	備　　考
機構は、「決済照合結果通知」の通知後、直ちに、短期社債振替システムへ「連動振替請求データ」を連動させる。当該連動をもって、渡方機構加入者から、短期社債振替システムに対し、ａにおける決済照合結果の内容に基づく非 DVP 決済に係る振替申請があったものとみなして取り扱う。	※　決済照合システムからの「連動振替請求データ」について、先日付申請に係るものである場合には、振替日の前営業日の午後７時、当日申請に係るものである場合には午後４時 50 分（償還日に当日申請を行う場合には、午後３時）を連動時限とする。 ※　渡方機構加入者は、「連動振替請求データ」の連動に際して、改めて、短期社債振替システムへ振替申請を行う必要はない。
ｃ　短期社債振替システムへの振替申請の連動後の機構における処理 機構は、ｂにおいて、決済照合システムから連動された振替申請が、先日付申請に係るものである場合には、振替日の前営業日の夜間バッチ処理において、振替に係る処理を行う。また、当該振替申請が当日申請に係るものである場合には、振替申請の受付の都度、直ちに振替を行う。 ただし、キューイング対象となる振替申請については、キューイング状態が解消されない限り、振替は行わない。	※　夜間バッチ処理における振替処理順位については、「振替処理順位（別紙３－１）」を参照。 ※　キューイングの詳細については、６．「キューイング」を参照。
ｄ　機構による振替 機構は、振替日において、渡方機構加入者の口座残高が充足している場合には、非 DVP 決済に係る振替申請に基づき、直ちに、短期社債の銘柄について、受方機構加入者の口座に増額の記録を行うとともに、渡方機構加入者の口座に減額の記録を行う。また、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「振替済通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日	※　先日付申請の場合には、業務開始時の午前９時に振替を行う。 ※　増額の記録がされた口座が信託口である場合には、信託口への記録をもって、当該短期社債の銘柄に係る信託財産の表示を行う。 ※　「振替済通知」は、統合 Web 端末（画面及

内　　容	備　　考
③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑦　その他必要な事項	びCSVファイル)、オンライン・リアルタイム接続及びファイル伝送により取得又は受信することができる。 ※　ファイル伝送による通知は、振替日の前営業日の夜間バッチ処理対象の振替申請のみを対象とする。
３．短期社債振替システム直接入力による振替手続 （１）通常の振替 a　渡方機構加入者による振替申請 渡方機構加入者は、機構に対し、「振替申請」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄のISINコード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　一時停止区分 ⑦　その他必要な事項	※　短期社債振替システム直接入力による振替手続は、非DVP決済となる。 ※　渡方機構加入者は、「振替申請」について、統合Web端末（画面又はCSVファイル)、オンライン・リアルタイム接続又はファイル伝送により通知する。 ※　「振替申請」は、統合Web端末（画面及びCSVファイル）及びオンライン・リアルタイム接続の場合には、午前９時から午後５時（償還日においては、午後３時)、ファイル伝送の場合には、午前３時から午後８時の間に通知する。 ※　ファイル伝送による通知は、振替日の前営業日の夜間バッチ処理対象の「振替申請」の

内　　容	備　　考
	みを対象とする。
b　渡方機構加入者への振替申請受付の通知 機構は、渡方機構加入者から「振替申請」の通知を受けた場合には、直ちに、渡方機構加入者に対し、「振替申請受付通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑦　その他必要な事項	※　「振替申請受付通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）、オンライン・リアルタイム接続及びファイル伝送により取得又は受信することができる。
c　機構における振替申請受付後の処理 機構は、振替申請が先日付申請に係るものである場合には、振替日の前営業日の夜間バッチ処理において、振替に係る処理を行う。振替申請が当日申請に係るものである場合には、振替申請の受付の都度、直ちに、振替を行う。 ただし、キューイング対象となる振替申請については、キューイング状態が解消されない限り、振替は行わない。	※　先日付申請に係るものである場合には、業務開始時の午前９時に振替を行う。 ※　夜間バッチ処理における振替処理順位については、「振替処理順位（別紙３－１）」を参照。 ※　キューイングの詳細については、６．「キューイング」を参照。
d　機構による振替 機構は、振替日において、渡方機構加入者の口座残高が充足している場合には、 a の渡方機構加	※　増額の記録がされた口座が信託口である

内　　容	備　　考
入者による振替申請に基づき、直ちに、短期社債の銘柄について、受方機構加入者の口座に増額の記録を行うとともに、渡方機構加入者の口座に減額の記録を行う。また、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「振替済通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑦　その他必要な事項	場合には、信託口への記録をもって、当該短期社債の銘柄に係る信託財産の表示を行う。 ※　「振替済通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）、オンライン・リアルタイム接続及びファイル伝送により取得又は受信することができる。 ※　ファイル伝送による通知は、振替日の前営業日の夜間バッチ処理対象の申請のみを対象とする。
（２）日銀適格担保の差入れ及び日銀適格担保の返戻に係る振替 a　日銀適格担保の差入れ 機構は、機構加入者のうち日本銀行が、日銀適格担保（日本銀行からの借入の担保に使用できる有価証券等をいう。以下同じ。）として短期社債の銘柄の差入れを受ける場合には、短期社債の銘柄の差入れを行う機構加入者（以下（２）において、「日銀担保差入機構加入者」という。）に代わって、日本銀行から振替申請を受ける。 （ａ）日銀担保差入機構加入者による担保差入れの依頼 日銀担保差入機構加入者は、短期社債の銘柄を担保として、日本銀行に差し入れる場合には、日本銀行に対し、「担保差入（振替社債等）」を通知する。	※　加入者（機構加入者を除く。）又は間接口座管理機関自身が日本銀行に対し、短期社債の銘柄の担保差入れを行う場合には、直近上位機関へ処理を依頼する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

内　　容	備　　考
	※　「担保差入（振替社債等）」の通知は、日銀ネット上で行う。
（ｂ）日本銀行による振替申請 日本銀行は、日銀担保差入機構加入者からの「担保差入（振替社債等）」の通知に基づき、機構に対し、日銀適格担保の差入れに係る振替申請を行う。なお、機構は、日銀担保差入機構加入者から事前に、一時停止の申告があった場合には、当該振替申請について、一時停止の処理を行う。	※　日銀適格担保の差入れに係る振替申請は、日銀担保差入機構加入者からの「振替申請」の通知ではなく、日本銀行が当該申請を代理送信することにより行う。 ※　日銀担保差入機構加入者は、事前に一時停止の申告を行う場合には、統合 Web 端末（画面）の「口座属性」から行う。
（ｃ）日銀担保差入機構加入者への振替申請受付の通知 機構は、日本銀行から「振替申請」の通知を受けた場合には、直ちに、日銀担保差入機構加入者に対し、「振替申請受付通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑦　その他必要な事項	※　「振替申請受付通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）、オンライン・リアルタイム接続及びファイル伝送により取得又は受信することができる。 ※　③については、日銀担保差入機構加入者の口座の機構加入者コード（７桁）を通知する。 ※　④については、日本銀行の口座の機構加入者コード（７桁）を通知する。
（ｄ）機構における振替申請受付後の処理	

内　　容	備　　考
機構は、振替申請が先日付申請に係るものである場合には、振替日の前営業日の夜間バッチ処理において、振替に係る処理を行う。振替申請が当日申請に係るものである場合には、振替申請の受付の都度、直ちに、振替を行う。ただし、キューイング対象となる振替申請については、キューイング状態が解消されない限り、振替は行わない。 なお、キューイング状態が解消されずに日本銀行の担保受払の受付が終了した場合には、機構は、日本銀行からの「担保差入・返戻受付終了通知」の通知をもって、「差入・返戻一括取消」処理を行い、キューイング状態となっている振替申請を取り消す。	※　先日付申請に係るものである場合には、業務開始時の午前９時に振替を行う。 ※　キューイングの詳細については、６．「キューイング」を参照。 ※　日銀担保差入機構加入者は、担保差入に係る振替日の午後４時（償還日においては、午後３時）までに、キューイング状態を解消するものとする。 ※　機構における振替申請の取消しに係る処理の詳細については、７．「機構における業務終了時限及び残額一括償還処理時刻の到来に伴う取扱い」を参照。
（ｅ）機構による振替 機構は、振替日において、日銀担保差入機構加入者の口座残高が充足している場合には、日本銀行からの振替申請に基づき、直ちに、短期社債の銘柄について、日本銀行の口座に増額の記録を行うとともに、日銀担保差入機構加入者の口座に減額の記録を行う。また、日銀担保差入機構加入者及び日本銀行に対し、「振替済通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　短期社債の銘柄情報に係る事項	※　「振替済通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）、オンライン・リアルタイム接続及びファイル伝送により取得又は受信することができる。 ※　ファイル伝送による通知は、振替日の前営業日の夜間バッチ処理対象の振替申請のみを対象とする。 ※　③については、日銀担保差入機構加入者の口座の機構加入者コード（７桁）を通知する。 ※　④については、日本銀行の口座の機構加入

内　　容	備　　考
⑦　その他必要な事項	者コード（７桁）を通知する。
b　日銀適格担保の返戻	
（ａ）日銀担保差入機構加入者による担保返戻の依頼 日銀担保差入機構加入者は、日本銀行に対し、担保として差し入れている短期社債の銘柄の返戻を求める場合には、日本銀行に対し、「担保返戻依頼（振替社債等）」を通知する。	※　加入者（機構加入者を除く。）又は間接口座管理機関自身が日本銀行に対し、担保として差し入れている短期社債の銘柄の返戻を求める場合には、担保返戻依頼について、直近上位機関へ処理を依頼する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。 ※　「担保返戻依頼（振替社債等）」の通知は、日銀ネット上で行う。
（ｂ）日本銀行による振替申請 日本銀行は、日銀担保差入機構加入者からの「担保返戻依頼（振替社債等）」の通知に基づき、機構に対し、日銀適格担保の返戻に係る振替申請を行う。	※　担保返戻については、当該返戻の他にも、期日担保返戻が行われる場合がある。
（ｃ）機構における振替申請受付後の処理 機構は、振替申請が先日付申請に係るものである場合には、振替日の前営業日の夜間バッチ処理により振替に係る処理を行う。振替申請が当日申請に係るものである場合には、振替申請の受付の都度、直ちに、振替を行う。	※　先日付申請に係るものである場合には、業務開始時の午前９時に振替を行う。
（ｄ）機構による振替	

内　　容	備　　考
機構は、振替日において、日本銀行の口座残高が充足している場合には、日本銀行からの振替申請に基づき、直ちに、短期社債の銘柄について、日銀担保差入機構加入者の口座に増額の記録を行うとともに、日本銀行の口座に減額の記録を行う。また、日銀担保差入機構加入者及び日本銀行に対し、「振替済通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑦　その他必要な事項	※　「振替済通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）、オンライン・リアルタイム接続及びファイル伝送により取得又は受信することができる。 ※　ファイル伝送による通知は、振替日の前営業日の夜間バッチ処理対象の申請のみを対象とする。 ※　③については、日本銀行の口座の機構加入者コード（７桁）を通知する。 ※　④については、日銀担保差入機構加入者の口座の機構加入者コード（７桁）を通知する。
４．振替申請の取消処理 短期社債に係る振替申請を行った後、当該振替申請を取り消す場合には、次に掲げるところにより、処理を行う。 （１）決済照合システム利用による振替申請の取消し ａ　DVP 決済に係る振替申請を取り消す場合 （ａ）振替口への記録前の取消し 渡方機構加入者及び受方機構加入者は、２．（１）ａにおける決済照合一致後に、振替申請を取り消す場合には、機構に対し、振替日の午後４時 20 分（償還日においては、午後３時）までに、決済照合システムより、DVP 決済に係る振替申請の取消申請を行う。	※　振替申請を取り消す場合には、取消処理の前に、対象銘柄等について当事者間で確認のうえ、対応するものとする。 ※　振替日において当該取消処理を行う場合には、振替申請のステータスが「キューイング中」であるものに限る。 ※　振替日の前営業日までに当該取消処理を行う場合には、振替日の前営業日の午後７時までに行う。

内　　容	備　　考
ア　渡方機構加入者及び受方機構加入者による DVP 決済に係る振替申請の取消申請 　渡方機構加入者及び受方機構加入者は、DVP 決済に係る振替申請について、振替口に記録される前に取り消す場合には、決済照合システムより、DVP 決済に係る振替申請の取消申請を行う。	
イ　決済指図取消受付結果の通知 　機構は、渡方機構加入者及び受方機構加入者からアの DVP 決済に係る振替申請の取消申請の通知を受けた場合には、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「決済指図取消受付結果通知」を通知する。	※　「決済指図取消受付結果通知」の通知は、決済照合システム上で行う。
ウ　短期社債振替システムへの取消申請の連動 　機構は、「決済指図取消受付結果通知」の通知後、直ちに、短期社債振替システムへ「連動振替請求（取消）データ」を連動させる。当該連動をもって、渡方機構加入者から、短期社債振替システムに対し、アに基づく DVP 決済に係る振替申請の取消申請があったものとみなして、DVP 決済に係る振替申請を取り消す。	
エ　資金決済会社への通知 　機構は、渡方機構加入者又はその資金決済会社及び受方機構加入者又はその資金決済会社に対し、「資金決済情報取消通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　振替日 ②　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ③　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　決済番号	※　機構加入者自身が資金決済会社である場合には、当該機構加入者に対し、機構加入者自身が資金決済会社でない場合には、当該機構加入者の資金決済会社に対し、「資金決済情報取消通知」を通知する。 ※　「資金決済情報取消通知」は、統合 Web

内　　容	備　　考
⑤　資金決済金額 ⑥　渡方資金決済会社コード ⑦　受方資金決済会社コード ⑧　その他必要な事項	端末（画面及びCSVファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により通知する。 ※　②及び③について、渡方機構加入者又はその資金決済会社が当該通知を受ける場合には、②のみを、受方機構加入者又はその資金決済会社が当該通知を受ける場合には、③のみをそれぞれ、通知する。
オ　決済照合システムへの取消完了通知データの連動 機構は、短期社債振替システムにおける「資金決済情報取消通知」の通知後、決済照合システムへ「取消完了通知データ」を連動する。	
カ　決済指図取消完了結果の通知 機構は、決済照合システムへの「取消完了通知データ」の連動後、直ちに、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「決済指図取消完了結果通知」を通知する。	※　「決済指図取消完了結果通知」の通知は、決済照合システム上で行う。
（ｂ）振替口への記録後の取消し 受方機構加入者又はその資金決済会社は、振替口に記録されたDVP決済に係る振替申請について、当該振替申請の取消しを行う場合には、午後５時までに、日銀ネットにおいて、払込みの不実行処理を行う。	※　当該取消処理は、振替日に限り、行うことができる。 ※　償還日においては、残額一括償還処理時刻である午後３時までに当該振替申請の取消処理を行う。 ※　当該取消処理の同日にDVP決済に係る振替申請の再送信を行う場合には、２．（１）

内　　容	備　　考
	「DVP 決済に係る振替手続」の処理を再度行う。この場合において、取消時の決済番号を再度用いることはできない。
ア　受方機構加入者又はその資金決済会社による払込みの不実行 受方機構加入者又はその資金決済会社は、DVP 決済に係る振替申請について、振替口に記録された後に取り消す場合には、日本銀行に対し、「払込依頼（振替社債等）不実行」の通知により、払込みの不実行処理を行う。	※　「払込依頼（振替社債等）不実行」の通知は、日銀ネット上で行う。
イ　日本銀行による機構への通知 日本銀行は、受方機構加入者又はその資金決済会社から、「払込依頼（振替社債等）不実行」の通知を受けた場合には、機構に対し、「入金依頼（振替社債等）取消通知（不実行分）」を通知する。	
ウ　機構による処理 機構は、日本銀行から「入金依頼（振替社債等）取消通知（不実行分）」の通知を受けた場合には、短期社債振替システムにおいて、当該振替申請に係る振替口記録の取消しを行う。	
エ　資金決済会社への通知 機構は、振替口記録の取消し後、渡方機構加入者又はその資金決済会社及び受方機構加入者又はその資金決済会社に対し、「資金決済情報取消通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　振替日 ②　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード	※　機構加入者自身が資金決済会社である場合には、当該機構加入者に対し、機構加入者自身が資金決済会社でない場合には、当該機構加入者の資金決済会社に対し、「資金決済情報取消通知」を通知する。

内　　容	備　　考
③　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　決済番号 ⑤　資金決済金額 ⑥　渡方資金決済会社コード ⑦　受方資金決済会社コード ⑧　その他必要な事項	※　「資金決済情報取消通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により通知する。 ※　②及び③について、渡方機構加入者又はその資金決済会社が当該通知を受ける場合には、②のみを、受方機構加入者又はその資金決済会社が当該通知を受ける場合には、③のみをそれぞれ通知する。
オ　渡方機構加入者及び受方機構加入者への通知 機構は、振替口記録の取消し後、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「振替口記録情報・資金決済取消通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　渡方資金決済会社コード ⑦　受方資金決済会社コード ⑧　資金決済金額 ⑨　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑩　その他必要な事項	※　「振替口記録情報・資金決済取消通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により取得又は受信することができる。
カ　決済照合システムへの資金決済情報取消通知の連動	

内　　容	備　　考
機構は、「資金決済情報取消通知」の通知後、決済照合システムへ「取消完了通知データ」を連動する。	
キ　決済指図取消完了結果の通知 機構は、決済照合システムへの「取消完了通知データ」の連動後、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「決済指図取消完了結果通知」を通知する。	※　「決済指図取消完了結果通知」の通知は、決済照合システム上で行う。
b　非DVP決済に係る振替申請を取り消す場合 渡方機構加入者及び受方機構加入者は、２．（２）ａにおける決済照合一致後に、非 DVP 決済に係る振替申請を取り消す場合には、機構に対し、振替日の午後４時 50 分までに、決済照合システムより、非DVP決済に係る振替申請の取消申請を行う。	※　振替日に、当該取消処理を行う場合には、振替申請のステータスが「キューイング中」であるものに限る。 ※　振替日の前営業日までに当該取消処理を行う場合には、振替日の前営業日の午後７時までに行う。
（ａ）渡方機構加入者及び受方機構加入者による非DVP決済に係る振替申請の取消申請 渡方機構加入者及び受方機構加入者は、非DVP決済に係る振替申請を取り消す場合には、決済照合システムより、非DVP決済に係る振替申請の取消申請を行う。	
（ｂ）決済指図取消受付結果の通知 機構は、渡方機構加入者及び受方機構加入者から非DVP決済に係る振替申請の取消申請を受けた場合には、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「決済指図取消受付結果通知」を通知する。	※　「決済指図取消受付結果通知」は、決済照合システムより通知する。

内　　容	備　　考
（ｃ）短期社債振替システムへの取消申請の連動 機構は、「決済指図取消受付結果通知」の通知後、直ちに、短期社債振替システムへ「連動振替請求データ」を連動させる。当該連動をもって、渡方機構加入者から、短期社債振替システムに対し、（ａ）に基づく非 DVP 決済に係る振替申請の取消申請があったものとみなして、非 DVP 決済に係る振替申請を取り消す。	
（ｄ）決済指図取消完了結果の通知 機構は、決済照合システムへの「取消完了通知データ」の連動後、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「決済指図取消完了結果通知」を通知する。	※　「決済指図取消完了結果通知」は、決済照合システムより通知する。
（２）短期社債振替システム直接入力による振替申請の取消し ａ　渡方機構加入者による振替申請の取消し 渡方機構加入者は、機構に対し、「振替申請（訂正・取消）」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　その他必要な事項	※　取消しを行うことができる振替申請は、振替日の前営業日以前の日に取り消す場合には「申請受付済」、振替日に取り消す場合には、「キューイング中」のステータスであるものとする。ただし、日銀適格担保の差入れ及び日銀適格担保の返戻に係る振替申請の取消しを除く。 ※　渡方機構加入者は、「振替申請（訂正・取消）」について、統合 Web 端末（画面）又はオンライン・リアルタイム接続の場合には、午前９時から午後５時に通知する。

内　　容	備　　考
b　機構による処理 機構は、渡方機構加入者からａの「振替申請（訂正・取消)」の通知を受けた場合には、短期社債振替システムにおいて、取消しの対象となった振替申請を取り消す。	
c　渡方機構加入者への振替申請受付の通知 機構は、渡方機構加入者からｂの「振替申請（訂正・取消)」の通知を受けた場合には、直ちに、渡方機構加入者に対し、「振替申請訂正取消受付通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑦　その他必要な事項	※　「振替申請訂正取消受付通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン･リアルタイム接続により取得又は受信することができる。
５．振替申請の訂正処理 渡方機構加入者は、３．（１）「通常の振替」による振替申請に限り、当該振替申請のうち、次に掲げる事項を訂正することができる。この場合において、振替申請の訂正を行う場合には、４．（２）「短期社債振替システム直接入力による振替申請の取消し」に準じた処理を行う。 機構は、渡方機構加入者からの「振替申請（訂正・取消)」の通知を受け、振替申請を訂正した場合には、渡方機構加入者に対し、「振替申請訂正取消受付通知」を通知するとともに、訂正後の振替申請に基づき、３．（１）「通常の振替」の処理を行う。 ①　振替日 ②　短期社債の銘柄の振替金額	※　決済照合システム利用による振替申請を訂正することはできない。この場合には、振替申請を４．（１）の方法により取り消した後、新たに振替申請を行う。 ※　当該訂正処理による、一時停止の申告及び解除は行うことができない点に留意する。 ※　訂正可能な事項の詳細は、接続仕様書を参照。

内　　容	備　　考
③　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　その他訂正可能な事項	
６．キューイング 機構は、振替日において、一時停止申告付の振替申請及び口座残高が不足している振替申請については、キューイングの対象として取り扱う。この場合には、当該振替申請のステータスを「キューイング中」とする。 機構は、キューイングの対象となっている振替申請について、渡方機構加入者の口座残高の増額の記録時又は一時停止の解除が行われる都度、DVP 決済に係る振替申請の場合には振替口への記録、非 DVP 決済に係る振替申請の場合には振替を再試行する。 なお、キューイングの対象となっている振替申請に係る振替口への記録又は振替を再試行する場合には、一時停止が付された振替申請を除いて、キューイングされた順番に行う。	※　決済照合システムの利用による振替申請に係るキューイングについては、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、短期社債振替システム直接入力による振替申請に係るキューイングについては、渡方機構加入者のみに対し、「キューイング通知（振替）」を通知する。 ※　「キューイング通知（振替）」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）、オンライン・リアルタイム接続及びファイル伝送により通知する。
（１）一時停止機能 ａ　一時停止の申告 渡方機構加入者は、振替処理順位の制御等を行うために、次に掲げる場合において、一時停止の申告を行うことができる。 ①　あらかじめ、振替申請に併せて申告する場合 ②　決済照合システム利用による振替申請において、当該振替申請が短期社債振替システムへ連動されていない場合 ③　短期社債振替システム直接入力による振替申請において、振替日の前営業日までに受付済の振	※　①において、決済照合システム利用による振替申請の場合には、決済照合システムへの通知事項の１つとして、短期社債振替システムへの振替申請の直接入力の場合には、振替申請の通知事項の１つとして、それぞれ、一時停止を付して振替申請を通知する。

内　　容	備　　考
替申請について申告する場合 ④　振替日に、短期社債振替システムにおいて口座残高不足となった振替申請について申告する場合 ⑤　④の後順位で受け付けられている振替申請について申告する場合	※　②において、一時停止の申告を行う場合には、決済照合システムを通じて行う。 ※　③から⑤において、振替申請のステータスが、「申請受付済」又は「キューイング中」の場合のみ、一時停止の申告を可能とする。この場合における一時停止の申告は、短期社債振替システムを通じて行う。 ※　④又は⑤において、一時停止申告を行うことにより、後順位にある振替申請を優先して行うことも可能となる。
なお、③から⑤の場合において、渡方機構加入者が、短期社債振替システム直接入力による振替申請について一時停止を申告する場合には、機構に対し、「一時停止・解除申告」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　一時停止区分 ⑤　その他必要な事項	※　「一時停止・解除申告」は、統合 Web 端末（画面）又はオンライン・リアルタイム接続により通知する。当該通知は、午前８時 30 分から午後５時（償還日においては、午後３時）の間に行う。 ※　日銀適格担保差入に係る一時停止の申告は、統合 Web 端末（画面）の「口座属性」から行う。 ※　④の一時停止区分は「一時停止あり」と設定する。
b　機構における一時停止の申告受付後の処理 機構は、ａの「一時停止の申告」の前段③から⑤における「一時停止・解除申告」を受けた場合には、直ちに、渡方機構加入者に対し、「一時停止・解除受付通知（振替）」の通知により、次に掲	※　「一時停止・解除受付通知（振替）」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及び

内　　容	備　　考
げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　一時停止区分 ⑦　DVP 区分 ⑧　渡方資金決済会社コード ⑨　受方資金決済会社コード ⑩　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑪　その他必要な事項	オンライン・リアルタイム接続により取得又は受信することができる。 ※　⑧及び⑨については、DVP 決済の場合のみ通知する。
c　一時停止の解除 渡方機構加入者は、一時停止が付されている振替申請について、当該一時停止を解除する場合には、機構に対し、「一時停止・解除申告」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄の ISIN コード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　一時停止区分 ⑤　その他必要な事項	※　振替日以前の日においても、一時停止の解除は可能とする。 ※　決済照合システム利用により一時停止を付した振替申請において、当該一時停止を解除する場合には、決済照合システムによりその旨を通知する。ただし、振替日において短期社債振替システムへ連動された後に一時停止を解除する場合は、短期社債振替システムによりその旨を通知する。 ※　「一時停止・解除申告」は、統合 Web 端末

内　　容	備　　考
	（画面）又はオンライン・リアルタイム接続により通知する。当該通知は、午前８時30分から午後５時の間に行う。 ※　日銀適格担保差入に係る一時停止の解除は、統合Web端末（画面）の「口座属性」から行う。 ※　④の一時停止区分は「一時停止解除」と設定する。
d　機構における一時停止の解除受付後の処理 機構は、ｃにおいて、「一時停止・解除申告」を受けた場合には、渡方機構加入者に対し、「一時停止・解除受付通知（振替）」の通知により、次に掲げる事項を通知する。 ①　短期社債の銘柄のISINコード ②　振替日 ③　渡方機構加入者の口座の機構加入者コード ④　受方機構加入者の口座の機構加入者コード ⑤　短期社債の銘柄の振替金額 ⑥　一時停止区分 ⑦　DVP区分 ⑧　渡方資金決済会社コード ⑨　受方資金決済会社コード ⑩　短期社債の銘柄情報に係る事項 ⑪　その他必要な事項	※　「一時停止・解除受付通知（振替）」は、統合Web端末（画面及びCSVファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により取得又は受信することができる。 ※　⑧及び⑨については、DVP決済の場合のみ通知する。

内　　容	備　　考
（２）口座残高不足 機構は、振替申請の金額が口座残高を超過している場合には、口座残高不足として、当該振替申請をキューイングの対象とする。この場合において、当該振替申請の一部の金額のみを対象とした振替は行わない。また、当該振替申請の後順位の振替申請もキューイングの対象とする。	※　凍結分残高がある場合には、当該凍結分残高を口座残高から差し引いた残高により、残高の過不足を判定する。 ※　例えば、口座残高を 100 とし、第１順位の振替申請の金額が 150、第２順位の振替申請の金額が 50 の場合には、第１順位及び第２順位の振替申請ともキューイングの対象とし、第１順位の振替申請のうち、100 のみを対象とした振替は行わない。
７．機構における業務終了時限及び残額一括償還処理時刻の到来に伴う取扱い （１）業務終了時限の到来に伴う取扱い 機構は、振替日において、振替申請がキューイングの対象となっている状態、又は振替口に記録された状態で、機構における業務終了時限が到来した場合には、当該振替申請について取消処理を行い、渡方機構加入者に対し、「振替申請取消（決済未了）通知」を通知する。	※　業務終了時限は、午後５時とする。 ※　決済照合システムの利用による振替申請に係る取消処理については、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「振替申請取消（決済未了）通知」を通知する。 ※　渡方機構加入者及び受方機構加入者は、振替日に、決済を翌営業日以降に繰り延べることとした場合等においても、振替申請に係る決済未了が生じないように、振替申請の取消しを行うものとする。振替申請の取消しについては、４.「振替申請の取消処理」を参照。

内　　容	備　　考
	※　機構は、振替口に記録された状態で業務終了時限が到来した場合には、受方機構加入者に対し、「決済未了処理手数料」を課金する。 ※　機構は、取消処理された振替申請を翌営業日以降へ繰り越す処理は行わない。取消処理された振替申請に係る振替を翌営業日以降に行う場合には、振替申請の再入力（決済照合システム利用による振替申請の場合には、決済照合システムから再入力）を行う。 ※　「振替申請取消（決済未了）通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により、振替日の午後５時に通知する。なお、日銀適格担保の差入れに係る振替申請の「振替申請取消（決済未了）通知」については、振替日の午後４時に通知する。
（２）残額一括償還処理時刻の到来に伴う取扱い 短期社債の銘柄に係る償還日を振替日とする振替申請について、当該振替申請がキューイングの対象となっている状態、又は振替口に記録された状態で、残額一括償還処理時刻が到来した場合には、機構は、当該振替申請について取消処理を行い、渡方機構加入者に対し、「振替申請取消（残額一括償還処理）通知」を通知する。	※　残額一括償還処理時刻は、償還日の午後３時とする。 ※　決済照合システムの利用による振替申請に係る取消処理については、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、「振替申請取消（残額一括償還処理）通知」を通知する。

内　　容	備　　考
	※　機構は、振替口に記録された状態で残額一括償還処理時刻が到来した場合には、受方機構加入者に対し、「決済未了処理手数料」を課金する。 ※　「振替申請取消（残額一括償還処理）通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により、償還日の午後３時に通知する。 ※　残額一括償還処理の詳細については、第４章４．「残額一括償還処理」を参照。

以　上

短期社債の振替に係る業務処理フロー

参　考

１．振替（ＤＶＰ決済時）～決済照合システム利用　機構加入者申請～

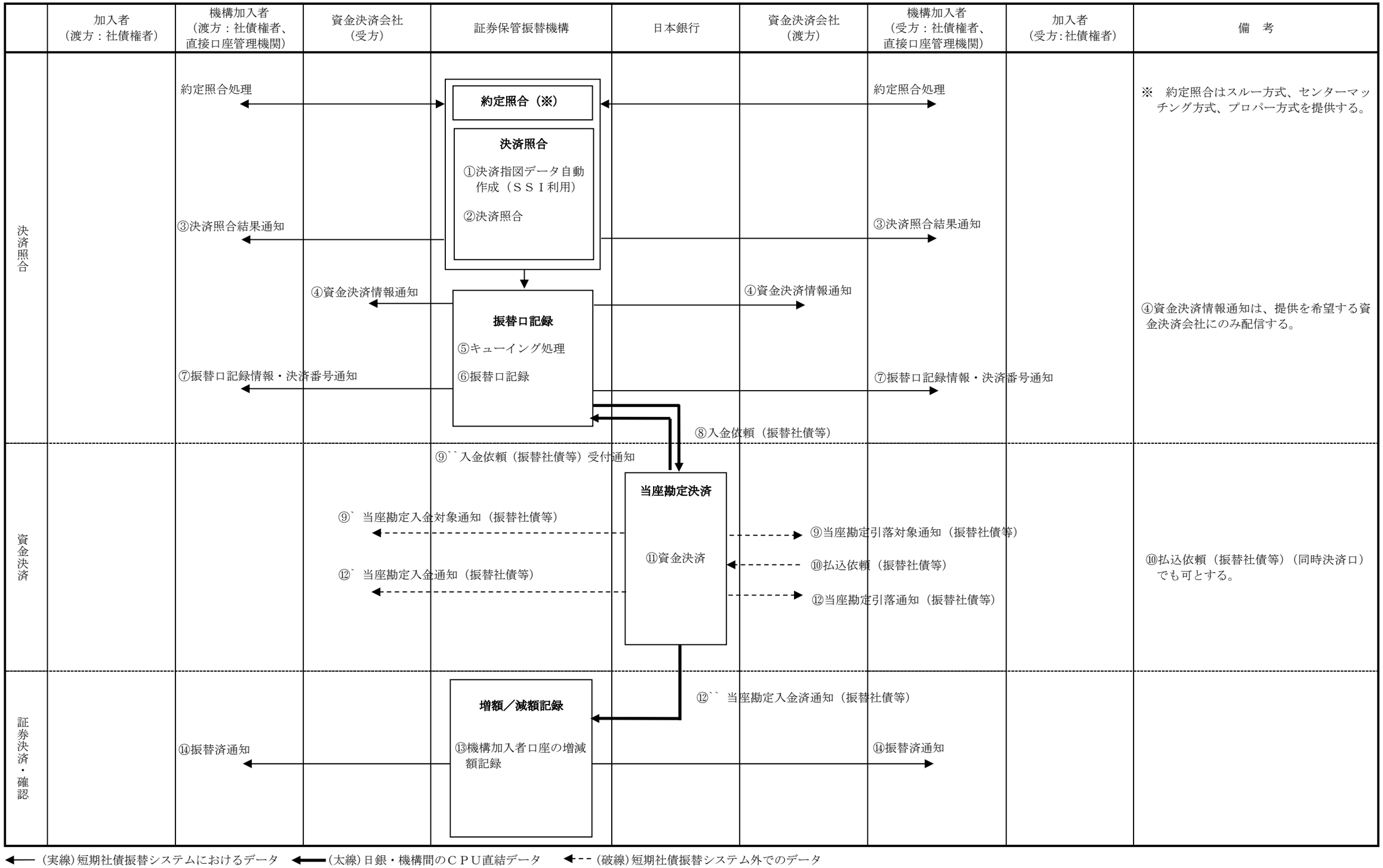

短期社債の振替に係る業務処理フロー

参　考

２．振替（非ＤＶＰ決済時）～決済照合システム未利用～

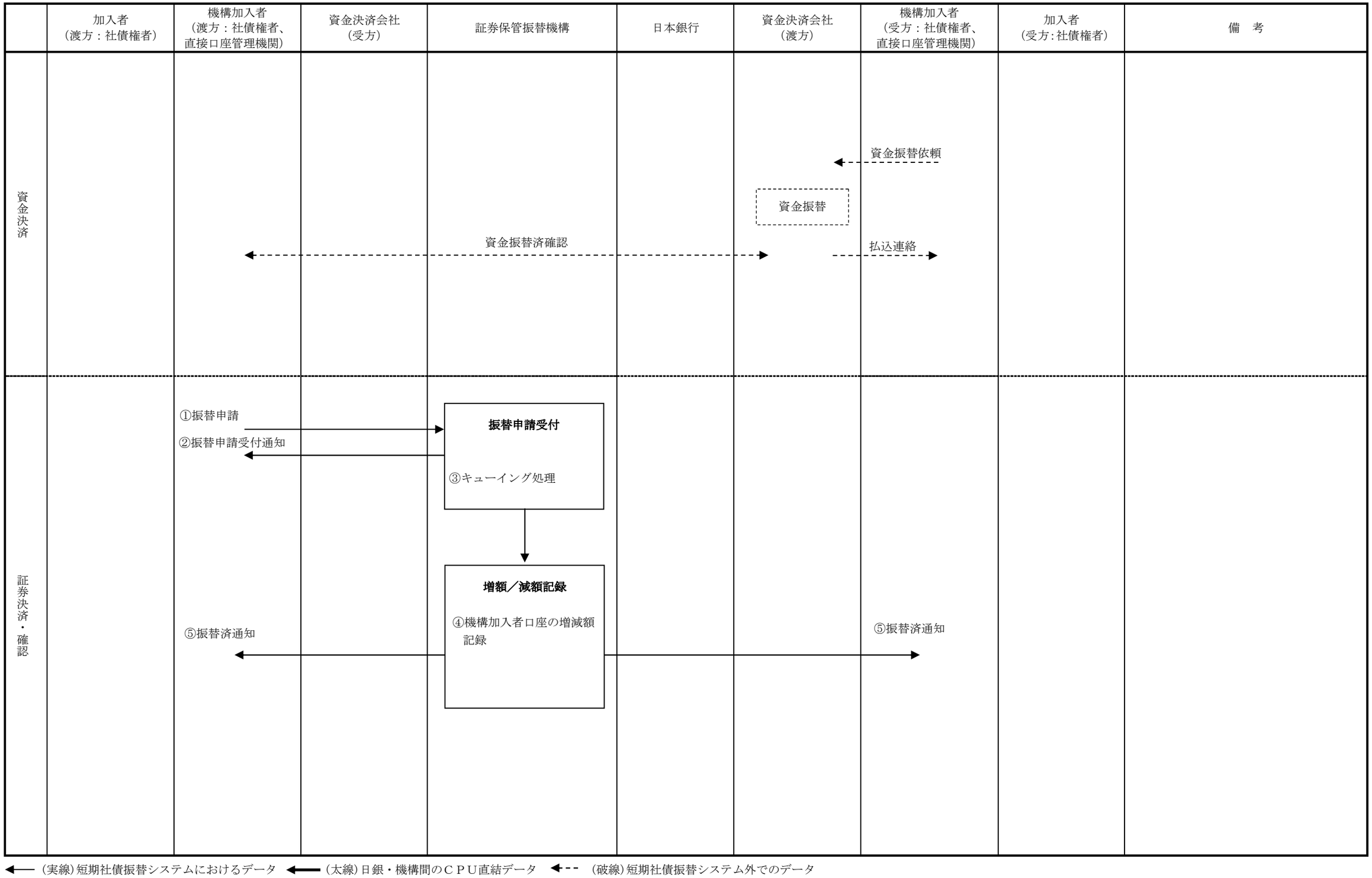

←― (実線)短期社債振替システムにおけるデータ　←― (太線)日銀・機構間のＣＰＵ直結データ　←- - (破線)短期社債振替システム外でのデータ

別紙３－１

振替処理順位

処理種別	処理順位
イ．決済照合システム利用による振替申請（ＤＶＰ決済分）	1
ロ．決済照合システム利用による振替申請（非ＤＶＰ決済分）	2
ハ．ファイル伝送による振替申請	3
ニ．振替システム直接入力による振替申請	4